

九戸村導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当村における人口構造は、総人口に占める5歳階級別人口ピラミッドの推移をみると、15～29歳人口の急激な減少が見られ、老年人口の増加、年少人口の漸減といった傾向がみられ、「つぼ型」（少産少死型）となっている。

特徴としては、全国と比較すると、20～44歳の割合が少なく、55歳以上の割合が多くなっており、特に20～24歳の20代前半が全国平均にくらべ約半数程度となっている。

年齢の3区分別人口の推移を見てみると年々0～14歳及び15～64歳の割合が減少し、65歳以上は増加している。高齢化率は、平成27年には38.8%となり、年々高齢化が進んでいる。

当村における総生産額から見た産業構成割合は、第1次産業が18.67%、第2次産業が27.32%、第3次産業が53.13%となっており、岩手県の平均と比べても第1次産業の比率が高く、第2次産業の比率は低い傾向にある。

当村に立地している企業のほとんどは中小、小規模事業者であり、その特徴としては、ブローラー産業が盛んで、農場や加工場が村内に点在しており、生産額割合から見ても農業産出額（推計）全体額と比較して77.43%となっているが、農場や加工場は創業開始から20年以上経過し、施設の老朽化や機械の老朽化により、これ以上の労働生産性の向上は見込めない状況となっている。

また、例えば、当村の九戸インター工業団地へ立地しているある企業では、食品関係の加工場として操業しているが、近年、従業員を募集しても応募者がいない状況が続いており、人員不足が深刻化してきているのに加え、創業開始から20年以上経過し、施設や機械も老朽化してきており、生産体制に支障をきたしている状況である。

そのことから、先端設備の導入による労働生産性を向上させ、企業における生産体制の再構築が急務であり、早急に改善しなければならない課題となっている。当村が属する岩手県二戸地域における有効求人倍率は、全国平均よりは低いものの、平成28年9月期から1倍を下回っておらず、企業側が人材を欲しているのにも関わらず、就職希望者が少ない状況が続いており、就職しても途中で退職する人が多いなど、依然として人が定着しない。

そのため、生産性が低下し、残業等が増える等の職場環境の悪化が懸念されている。また、技術の継承や人材の育成が思うように進まず、職場全体の活気も低下してきている。

当村の中小、小規模事業においてこのような状態が継続すると、人手不足により生産性が低下し、技術の継承や人材の育成が行われないうち、定年退職により年々従業員が減少していき、最終的には企業の倒産（廃業）の危機が訪れるものと推測される。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、九戸経済の維持・成長を目指す。ついては、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定する事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

九戸村の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が九戸村内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。そこで、導入促進計画において定める先端設備等の種類については、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当村の場合は多くの面積を山林が占める中山間地域であり、村全域に工場等が分布していることから、本計画において定める区域は、本村全域とする。

(2) 対象業種・事業

本村の産業の特徴として、第1次産業分野で生産されたものを第2次産業分野である工場にて、加工、製品化していて、当村においては第1次産業と変わらず第2次産業も非常に重要な産業であると認識しており、本村における製造業での従事者数の割合は56.96%と他の業種と比べ非常に高くなっており、本村の経済をけん引している。そのため、本計画においては、生産（付加価値額）を向上させ、ひいては従業員への利益を配分することが見込まれることから、業種は「日本標準産業分類」における電気・ガス・熱供給・水道業を除く全ての業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。そのため、労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

なお、電気・ガス・熱供給・水道業を除く理由としては、本村の経済センサス等による統計値において、該当事業所が存在しないため、今回の計画からは除くこととする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間
国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間
3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

○雇用の安定的な維持について

人員削減を目的とした取組を先端設備導入計画の認定の対象としない。

○健全な地域経済の発展について

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

○納税の円滑化及び公平性について

村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。